

## 『和漢軍譚』と『和漢軍談』

大久保 順子

### 一 明治期の『和漢軍譚』刊行

近世前期に成立した『和漢軍談』には旧内閣文庫蔵（国立公文書館所蔵）林羅山自筆稿本等の写本、七巻の刊本がある。和漢の戦史逸話例と羅山の兵書解釈を掲げる本書が、江戸期の七書解釈への関心の高まりを背景に『七書和漢評判』（慶安四年刊）・『七書評判』（明暦二年刊）や後印本『七書和解』等、以降の改題と出版を重ねる経緯は、今井正之助氏の研究等で指摘されている<sup>(1)</sup>が、明治期にその活版和装本が刊行されている。

明治十六年（一八八三）刊本（架蔵）は縦十八・二cm×横十二・四cm、支子（黄）色布目表紙の袋綴一冊の本であ

「五十二」、「五十七」の五十七丁で、一冊全六十二丁。

なお、国立公文書館所蔵の同年刊本（整理記号一六九一二

非所獨秘於枕中矣。余亦隱」憑刻之。為書其  
首云

九三、一冊。旧内閣文庫蔵、最終丁裏に朱陽方形印「日本

／政府／図書」あり、表紙・見返し題・序・本文・刊記等は

筆者蔵本と同）は、全六十二丁の丁付が本文四十七丁目以

降「四十七」「四十八」「四十九」「五十」と、正しく改め

られたものとなつてゐる。

明治本は卷頭に次の序文を掲げる。<sup>(2)</sup>

### 序

理論待事實而明。事實得理論而確。理論之與事  
實。未如不相須。而至以喻於人。即其如下以  
事実明理論焉。宜尼所謂載之忠言。不如施  
諸行事之深切著明。亦以是也。和漢軍談一卷。  
羅山林子所撰。從孫吳尉縗子六韜司馬法五書中。」  
抄出二十九篇七十六語。時以和漢名將事蹟。凡一  
百六十餘件。使人一讀之下瞭然知兵法之要。其  
當時供幕府將士參酌者也。夫有源義家觀飛雁之  
事。北條早雲止講說之行。而後鳥類有伏。主將  
欖人心之語。児童亦知之。今是書就理論示事  
實。每一語概有三三事實。即使和漢一百六十  
餘義家早雲證明五書七十六理論也。其裨益於軍

人。豈淺尠乎哉。友人某嘗藏諸家。頃日出之曰。  
實。每語概有三三事實。即使和漢一百六十  
餘義家早雲證明五書七十六理論也。其裨益於軍

明治十六年五月上澣 陸軍中將從四位

勲二等三浦梧樓撰

（「梧樓札印」他、印二種）

横井忠直書

（印「忠」「直」）

萩藩出身の三浦梧樓（一八四六—一九二六）は藩校明倫  
館に学び奇兵隊入隊、戊辰戦争後も陸軍司令官として西南  
戦争等で活躍し、学習院長・朝鮮国駐在特命全権公使・貴族  
院議員・枢密顧問官等を歴任した政治家・軍人で、『觀樹將  
軍回顧錄』等を著し、明治二十八年（一八九五）朝鮮国公  
使時代の閔妃事件関与でも知られる。「横井忠直書」の横  
井忠直（一八四五—一九一六）は号・古城、豊前国下毛郡  
の出身で、広瀬青邨に学び旧中津藩・進脩館の儒学者と  
なった後、京都府学務課・日本陸軍省參謀本部編纂課員や  
陸軍大学校教授を務めた。高句麗好太子古碑研究等にも関  
わった人物である。<sup>(4)</sup>

本書巻末の後表紙見返しには次の刊記がある。

明治十六年五月十六日版權免許

明治十六年五月廿二日出版

定價金拾八錢

著者相續人 群馬縣士族 林 昇

群馬縣綠野郡中嶋村五十七番地

出版人 京都府士族 宇津木 貞夫

神田區小川町四十七番地

發兌 東京都京橋區元數寄屋町二丁目四番地

内外兵事新聞局

「著者相續人」の林昇は号・学齋（一八三三～一九〇六）、字・平仲、諱号は文靖、林家の末裔の漢学者で、安政六年（一八五九）大学頭として寺社奉行等を兼任し、維新後は司法省や群馬県師範学校・群馬女学校長を歴任した。

「發兌」元の内外兵事新聞局は明治九年（一七七六）三月に岡本監輔が創刊した『内外兵事新聞』の発行元である。『内外兵事新聞』は、軍事に関する見解を掲げた毎号の社説、陸軍省・海軍省の雑報記事、陸軍士官学校条例紹介等の関連記事、軍事関連の外報（国外記事）、一般の意見投書記事等、当時の「軍事に関する一般的な情報」と言説のメディア<sup>⑤</sup>にして、「日本の近代軍隊形成過程の具体的な叙述<sup>⑥</sup>」といわれる。明治十六年上半期の本誌によると、三月以前号の巻末に「局長 宇津木貞夫／主事 三橋 悅／假編輯長兼印刷 神武 衛」、四月号以降に「持主 宇津木貞夫／編輯人 神武 衛／印刷人 堀田道貫」とあり、「出版人」「宇津木貞夫」の名が記載されている。

『内外兵事新聞』第三百八十六号（明治十六年一月七日）

「社説」「明治十五年記事」は三浦悟樓の動向を「昨年中二月三浦中將ハ西部監軍部長ヲ免セラレテ士官學校長ヲ仰付ラレ<sup>⑥</sup>」と伝える。明治十四年（一八八二）陸軍士官學校有志の兵學研究会は「月曜会」となり、三浦や鳥尾小弥太・谷干城・曾我祐準の「四將軍」が顧問として参加した。陸軍士官學校長として軍人教育に関与した三浦は、明治十七年（一八八四）大山巖に隨行し歐州の兵制視察も行つた。が、陸軍の藩閥化を図る当局の政治家・山県有朋と政治的に対立し、明治十九年（一八八六）熊本鎮台司令官を免職され、同二十二年の月曜会解散後も政界で反藩閥の護憲派として活動する。「月曜会事件」といわれる陸軍内部の政治抗争の要因には、外征型志向のドイツ式兵学（山県派）と専守防衛型のフランス式兵学（反山県派）との主張の対立があつたという。当時の『内外兵事新聞』本誌広告には「木下周一・山脇玄共譯『兵制学』全二卷」（第一三百八十七号、明治十六年一月十四日）・「佛國中將ベルト著・日本陸軍參謀大尉小阪千尋譯『行軍戰闘術』全四冊」（第三百九十八号、明治十六年四月一日。第三百九十九号広告、明治十六年四月八日に詳細）・『兵學教程讀本』卷十七 一冊（第四百二号広告、明治十六年四月二十九日）・『佛國實地凹周軌典抄』小本一冊（第四百六号広告、明治十六年五月二十七日<sup>⑦</sup>）等、三浦の派らしい「佛

國」式の翻訳兵術書や士官教練関連書等の刊行例も少なくない。そして明治十六年六月十七日発行『内外兵事新聞第四百九號』「附錄」に、同新聞局の出版物紹介の「社告」として「歩兵少尉試補森藤治郎編纂『兵要問答』第一編・第四編」「宇津木貞夫譯『雞林地誌』全壹冊」「落合泰藏先生纂著（他）『漢洋病名對照錄』合本一冊」と共に、次の書籍の発売広告が載っている。

故林道春著

和漢軍譚 全壹冊

定価金拾八銭／郵送税六銭

此書ハ故羅山林先生ノ著述ニ係リ孫子吳子尉繚子六韜司馬法ノ五書中ヨリ渾テ二十九篇七十六語ヲ抄出シ之ニ註釋ヲ付シ又其兵語ノ虛ナラサルヲ證セン為メ示スニ和漢名將ノ事蹟ヲ以テスル凡ソ百六十餘件一讀ノ下瞭然トシテ兵要ヲ知リ得ルノ珍書ナリ這度序文ヲ三浦陸軍中将ニ乞ヒ著者相續人ト示談ノ上弊局ニ於テ發兌致候ニ付陸續御購求被下度此段廣告仕候也<sup>(8)</sup>

「一讀ノ下瞭然トシテ兵要ヲ知リ得ルノ珍書」「故羅山林先生ノ著述」の「發兌」に際し依頼された三浦の序文にも「凡一百六十餘件。使三人一讀之下瞭然知<sub>ニ</sub>兵法之要」とある。当時の近代国家形成のための「兵法之要」を求める軍人教育者の観点から、羅山の掲げた和漢の「軍談」の価値

の再認識が謳われている。以下、明治本の書名をこの広告等や外題の称に従い『和漢軍譚』として扱うこととする。

## 二 『和漢軍譚』写刊本と明治本

明治本『和漢軍譚』の序文は、本書の内容を「和漢軍談一卷。羅山林子所<sub>ニ</sub>撰」に拠るとする。前掲の今井氏論文にも書誌が指摘される旧内閣文庫蔵本を参考に、『和漢軍談』について確認する。

### ①羅山自筆稿本『和漢軍譚』

国立公文書館（旧内閣文庫）蔵（整理記号一六九・二九五）、写本二卷一冊。縦二六・〇cm×横十八・四cm、料紙混漉薄様、袋綴。表紙は、胡桃染（灰黄赤）色無地紙により補修され、下に代赭（暗黄赤）色の表紙が見える。各冊前面紙左上に直接墨書で外題「倭漢軍談 上（下）」とある。内題「倭漢軍談上（下）」。序・柱題・丁付・挿絵なし。本文の字高約二三・〇cm、一行約二十九字程度。一面行数九行。

漢字片仮名混交の本文の各所に朱点や棒、書き入れが非常に多い。全百八十一丁（上巻九十九丁、下巻八十二丁）。「昌平坂／学問所」（黒・陽・单粹、縦四・六cm×横三・〇cm、各冊各最終丁裏下）、「林氏／蔵書」（朱陽单粹方形、縦二・四cm×横三・四cm、各冊一丁表）、「日本／政府／図書」（朱・陽・单粹・方形、縦四・五cm×横四・五cm、各冊一丁

表)、「内閣／文庫」(朱・陽・单枠・方形、縦四・五cm×横四・六cm、各冊一丁表と最終丁裏)、「浅草文庫」(朱・陽・双枠、縦七・三cm×横一・九cm、各冊一丁表)、「弘文学士院」(朱・陰、縦五・六cm×横一・六cm、各冊一丁表)等の蔵書印が見られ、全体的に和紙裏打による丁の補修が行われている。

②近世刊本『和漢軍談』(無刊記本)

国立公文書館(旧内閣文庫)蔵(整理番号一六九・二九六)本は刊本七巻、全四冊で、巻三・五と巻六・七がそれぞれ合冊されている。縦二七・〇cm×横十八・八cm、料紙は楮紙、袋綴。第三冊・第四冊の御召御納戸(暗灰青)色、紗綾形地に(牡丹か)唐草文様の型押表紙が原表紙、第一冊・第二冊の胡桃染無地表紙が後補表紙とみられ、見返しに補修あり。各冊表紙の外題は次の通り。

第一冊 「和漢軍談 一」(題簽なし、表紙左上に墨書き)

第二冊 「和漢軍談 二」(題簽なし、表紙左上に墨書き)

第三冊 「和漢軍談卷第三」(表紙左上に印刷双枠題簽十

七・五cm×三・八cm、下部に墨書き「四五」)

第四冊 「和漢軍談卷六・七」(表紙左上に後補印刷双枠

題十七・三cm×四・〇cm簽を貼り、中に墨書き)

内題「和漢軍談卷第一」(第一冊一丁表)。柱題「和漢軍談卷一(一七)」。匡郭はなく、字高約二・〇cm、一行

約十六字程度。一面行数十行。序・跋・挿絵・書入なし。漢字平仮名混交の本文に片仮名付訓が用いられている。

丁付は巻一「一」～「四十三終」(四十三丁)、巻二「二」～「四十二」(四十二丁)、巻三「二」～「十五」(十五丁)、巻四「一」～「九」(九丁)、巻五「二」～「十三」(十二・五丁)、巻六「一」～「十六」(十六丁)、巻七「一

～「十七」(十六・五丁)で、巻により丁数に幅がある。旧

内閣文庫蔵本では四冊の全百五十五丁(第一冊四十三丁に巻一、第二冊四十二丁に巻二、第三冊三十七丁に巻三・四・五、第四冊三十三丁に巻六・七)が収められている(なお、刊年不明の盛岡市中央公民館蔵本(整理番号七一三・M)は、各冊各巻の七巻七冊となっている)。刊記なし。「昌平坂／学問所」(黒陽、前表紙各冊右上と最終丁裏)※第三冊のみ最終丁裏が後補の紙のため、丁裏に印あり)、「内閣／文庫」(朱陽、各冊一丁表と最終丁裏)、「林氏／蔵書」「浅草文庫」「日本／政府／図書」(それぞれ朱陽、各冊一丁表)等の蔵書印がある。虫損が著しく補修されている。

①羅山自筆稿本(以下、「①稿本」とする)の場合には上

巻に「孫子」、下巻以降では「呉子」他の兵書名が掲げられ、その本文引用の項目が並び、その箇所の訳解に続き日本本の「軍談」例と中国の「軍談」例が収められる。この際、本文訳解と日本の話が同丁にあり、丁を分けて改めて

中国の話が書かれており、話例の整理とその上の書き入れや修正の状態が稿本でわかる。①稿本を元に成立したとみられる②の刊本の状態では、引用兵書ごとの巻構成がさらに対理され、卷一・二が『孫子』(①稿本の上巻)、卷三『呉子』、卷四『司馬法』、卷五『尉繚子』、卷六『三略』、

卷七『六韜』(卷三以降は①稿本の下巻)である。そして②刊本では日本の話に「本朝」、中国の話に「異朝」の(①稿本には無かった)見出しを付加し、本文引用訳解・「本朝」逸話・「異朝」逸話の順に、次のように改行を揃えた形の整版となっている。

書名(例『孫子』等) 本文からの引用語句・収載篇名

：和文による語句の解説(「是は…」以下)

見出し「本朝」：その語句に関連する日本の軍記等の

逸話(和文の本文)

見出し「異朝」：その語句に関連する中国の逸話(和文の本文)

③明治本『和漢軍譚』に、この②刊本の「本朝」「異朝」

の見出しがない。兵書名、兵書本文項目と篇名、本文訳解、日本の各話例、中国の各話例は、それぞれ活字本文を改行し区別する形で並ぶ。また、③は①の上下巻や②の七

巻のような巻構成をとらない。「孫子」の最終項目「非微妙不能能得間之實」の話例末尾(「二十六」丁表三行目)

に続いて改行後「呉子」項目が掲げられ(同丁表四行目)、全話で全一冊の構成となっている。また①稿本と②刊本の、特に卷三以降にみられなくなる項目下の兵書の「篇名」(「○○篇」)は、③明治本では統一的に全項目に記されている。

①稿本の朱点や墨書による「本朝の戦史の典拠注記」は、②刊本にも③明治本にもみられない。例えば卷頭の『孫子』始計篇「能而示之不能」には二つの「和朝」の話が収められ、その話末の体裁は①稿本と②刊本と③明治本で、次のようになっている。<sup>(10)</sup>

A ①(孫子) 始計篇 是ハ我兵イサメトモ臆病ノフリ

ヲミセ：引返シケリ 平家八

② 始計篇 是は我兵の勇なるとも臆病のふ

りをみせ：引返しけり

③ 始計篇 是ハ我兵ノ勇ナルトモ臆病ノ振

リヲ見セ：引返シケリ

B ① …比叡山へ引返ス 太平記十七

② …比叡山へ引返ス<sup>(11)</sup>

③ …比叡山へ引返ス

(※傍線は引用者による)

A・Bとも①の傍線部の書入が、兵書本文解釈に利用される「和朝」の典拠書名を示している。

『平家物語』『東鑑』『太平記』『甲陽軍鑑』等から相当数が引用され、今井氏論文で特に「太平記が群を抜いて多い」と指摘される典拠作品群が、具体的にどの項目と関連して捉えられているのかを、次に一覧する。②刊本『和漢軍談』七巻七冊の兵書名・各本文の項目（※長文の場合は：略記）及び「異朝」の内容（人物名等）を掲げ、①稿本書入にみられる「和朝」作品名（※（ ）に内容を略記）、③明治本に掲げられる兵書の篇名を併記する。なお以下の引用の便宜上②刊本の各項目に算用数字の通し番号を付した。

〔書名〕〔項目名〕〔篇名〕〔和朝〕出典書入（※内容、人物名等）  
 （〔異朝〕※人物名等）  
 卷一 孫子（※刊本卷一～二）①稿本「上巻」  
 1 能而示之不能 始計篇 平家八（行家）・  
 太平記十七（尊氏）趙・李牧  
 2 遠而示之近 始計篇 太平記二十八（細川頼之）・  
 信長記一（桶狭間）韓信  
 3 利而誘之 始計篇 平家六（義仲） 楚・莫敖  
 4 亂而取之 始計篇 太平記八（赤松円心）秦・傉檀  
 5 親則離之 始計篇 甲陽軍鑑二（戸部新左衛門）  
 范增と項羽  
 6 攻其無備出其不意 始計篇 平家九（義経鶴越）

19	18	17	16	15	14	13	12	11	10	9	8	7
善戰者致人： 虛実篇	激水之疾： 兵勢篇	凡戰者以正： 兵勢篇	知彼知己百戰不殆 謀攻篇	將能而君不御者勝 謀攻篇	兵之所加： 兵勢篇	太平記十五（楠正成）	小敵之堅： 謀攻篇	（畠六郎左衛門時能）唐・張巡	百戰百勝：	作戦篇	其用戰也：	唐・李靖、魏・鄧艾
平治物語（義朝と清盛）・	善動敵者形： 兵勢篇	太平記（義詮）・甲陽軍鑑一	太平記（菊池）漢・韓信	太平記（義貞）・太平記	太平記（義詮）・太平記	太平記（義詮）・太平記	太平記二十二	太平記（義詮）・太平記	謀攻篇	太平記七（楠正成）	百戰百勝：	燕・樂毅、漢・武帝、隋・煬帝
齋・孫臏と魏・龐涓	善動敵者形： 兵勢篇	太平記七（楠正成の金剛山）	太平記（義詮）・太平記	太平記（義詮）・太平記	太平記（義詮）・太平記	太平記（義詮）・太平記	後漢・皇甫嵩	不若則能避之 謀攻篇	謀攻篇	太平記三（楠軍）漢・吳楚軍	少則能逃之 謀攻篇	太平記十七（尊氏）秦・張儀
後漢・皇甫嵩	善動敵者形： 兵勢篇	太平記（義詮）・太平記	太平記（義詮）・太平記	太平記（義詮）・太平記	太平記（義詮）・太平記	太平記（義詮）・太平記	後漢・皇甫嵩	不若則能避之 謀攻篇	謀攻篇	太平記六（楠正成）後漢・王霸	伐交	謀攻篇

太平記十四（義貞と直義）後漢・張歩

漢・趙充國、五代晉・符彥卿

卷二 孫子

形人而我無形： 虛実篇 太平記十五（正成と尊氏）

楚・曹咎、宋・襄公

20 形人而我無形： 虛實篇 太平記十五（正成と尊氏） 吳と越

軍争篇 太平記三十一

（尊氏と新田義宗）（※異朝なし）

不知諸侯之謀： 軍争篇 太平記十四（碓井盛景）

唐・太宗

不知山林險阻： 軍争篇 東鑑一（賴朝と平兼隆）

秦・蹇叔

※稿本のみ、注「穆公ハ秦君ノ名也」あり（刊本には無し）

不用嚮導者： 軍争篇 平家物語十（鶴越）漢・李廣

朝氣銳昏氣惰： 軍争篇（「北條氏康」出典書名なし）

唐・太宗と竇建德

佯北勿從 軍争篇 太平記二十六（四条畷）

魏・夏侯惇、唐・郭子儀

餌兵勿食 軍争篇 太平記六（楠正成）曹操と袁紹

帰師勿遏 軍争篇 太平記三十（尊氏と直義）

魏・曹操

圍師必闊 軍争篇 太平記九（尊氏、六波羅攻）

唐・李光弼、齊・神武

窮寇無迫 軍争篇 太平記十七（尊氏と義貞）

客絶水而来： 行軍篇 太平記十九（北條時行）

太平記二十（船田政経）・（「房州里見ト」書名なし）

楚・曹咎、宋・襄公

31 客絶水而来： 行軍篇 太平記十九（北條時行）

※注記「孫子カ云フ处ハ：（天武帝・足利忠綱・佐々木

高綱他）」

近而静者恃： 行軍篇 太平記二（笠置山）

魏・司馬仲達と公孫文懿

獸駭者覆也 行軍篇 平家物語九（鶴越）・太平記二十八

（鼓崎城）（※異朝なし）

鳥集者虛也 行軍篇 太平記二十四（龍泉寺城）

齋・叔向と晋侯

殺馬肉食者： 行軍篇 太平記十八（新田義貞北国落）

（※異朝なし）

輕地則無止 九地篇 太平記二十一（笛吹峠）

唐・程知節と王文度

圮地則行 九地篇 太平記十四（天竜川）後漢・関羽

死地則戰 九地篇 太平記十六（九州の尊氏と直義）

宋・劉裕王鎮

施無法之賞 九地篇（「保元の合戦ニ」「平治ノ合戦ニ」）

（※異朝なし）

※①稿本にも異朝の逸話は無し。和朝の逸話のみで、

右の他にもう一つ、盛衰記二十二の話が載る。

40 懸無政之令 九地篇 太平記十七（師直比叡山攻）

唐・李光弼

41 犯之以利 九地篇 太平記十五（細川定禪）（※異朝なし）

勿告以害 九地篇 平家物語五（齋藤実盛）・

太平記八（千種忠顯）唐・李光弼

43 陷之死地然後生 九地篇 平家物語九（八島の義経）

梁・陳慶之

44 火人 火攻篇 太平記七（金剛山の楠正成）後漢・班超

45 火積 火攻篇 太平記二十（八幡山）隋・高穎

46 火隊 火攻篇 平家物語八（今井兼平）吳・陸憑

47 火発於内即： 火攻篇 太平記三（笠置山）後漢・皇甫嵩

48 戰勝攻取而： 火攻篇 太平記（後醍醐天皇）（異朝なし）

49 非微妙不能得： 用間篇 盛衰記四十三（田内成直）・

太平記三十六（城越前）

※①稿本 以下（補筆か）三丁程、異朝の例あり「後

周ノ韋孝寬」「楚国ノ首堯皇」他

卷三 吳子（※①稿本は以下「下巻」、②に以降の書名・篇名なし）

50 不和於國不可： 圖國篇 太平記三十四（仁木義長）

晋・魏錡と趙旃

51 必死則生 治兵篇 太平記十九（北畠顯家）

楚・項羽

52 幸生則死 治兵篇 平家十一（平宗盛と清宗） 晋・趙嬰齋

寧勞於人慎無： 治兵篇 盛衰記（畠山重忠）漢・武帝

雖克如始戰 治兵篇 平家十一（義経）鄭・子良

愚而信人可詐： 治兵篇 平家四（渡邊競）斉・田單

貪而忽名可貨： 治兵篇 東鑑一（佐竹藏人）漢・張良

將士懈怠其軍： 治兵篇 太平記十（北條惠性）

53 卷四 司馬法 幸生則死 治兵篇 平家十一（平宗盛と清宗） 晋・趙嬰齋

54 谷戦 忘戦必危 仁本篇 （「保元平治兩度ノ戦ニ」）

55 谷戦 忘戦必危 仁本篇 （「保元平治兩度ノ戦ニ」）

56 谷戦 忘戦必危 仁本篇 （「保元平治兩度ノ戦ニ」）

57 谷戦 忘戦必危 仁本篇 （「保元平治兩度ノ戦ニ」）

58 谷戦 忘戦必危 仁本篇 （「保元平治兩度ノ戦ニ」）

59 谷戦 忘戦必危 仁本篇 （「保元平治兩度ノ戦ニ」）

60 谷戦 忘戦必危 仁本篇 （「保元平治兩度ノ戦ニ」）

61 加其卒 用衆篇 （「楠正行」書名なし）唐・李光弼

62 徒奔勿息 用衆篇 （「柴田勝家」書名なし）魯・曹劌

63 近敵都必有： 用衆篇 平家七（義仲上洛）後漢・班超

64 厥縗子 不制於地 兵談篇 （「豊臣関白秀吉・北條氏直」）

書名なし 晋・王濬

65 志不勵則士： 戰威篇 太平記十七（後醍醐天皇） 唐・李晟

66	居欲重	戰威篇	太平記三十八（桃井直常）		80	「70」	危之而不恐	六守篇	甲陽軍鑑二十（瀧川一益）		漢・李廣
67	愛故不二	攻權篇	太平十六（小山田高家）秦・穆公	後漢・吳漢	81	「71」	身内情外國	文伐篇	甲陽軍鑑二十（武田勝頼）	宋・秦檜と岳飛	
68	害有於親小人	十二陵篇	太平三十三（新田義興）		82	「72」	造之以難以觀	選將篇	盛衰記（賴朝と義経）		
69	無者有之	戰權篇	太平七（名和長年）漢・張良	蜀・費譁	83	「73」	勿以三軍為衆	立將篇	太平記二十二	後漢・馬援	
70	夫主將之法	東鑑一（源頼朝）漢・高祖、後漢・鄧禹			84	「74」	受命專斧鉞之威	立將篇	平家十一（義経）		
71	敵近備之	太平記三十一（八幡城）後漢・吳漢			85	「75」	失利後時反受	軍勢篇	太平記（九州の尊氏）	唐・斐度	
72	敵強下之	甲陽軍鑑（信長と武田）趙・張賓			86	「76」	與敵同服	奇兵篇	〔義貞ト尊氏ト相戦フ〕	越王勾踐と吳王夫差	
73	危者安之	〔尊氏と直義〕書名なし	唐・裴行儕		87	「77」	登高下望以觀	墨虛篇	〔永祿四年甲州ノ武田信玄〕書名なし	楚・伯州犁	
74	懼者歎之	平家十一（八島の義経）魏・曹操									
75	獲地裂之獲財	東鑑九（藤原泰衡滅亡）									
76	敵有全囚	武王の紂王征伐、漢・高祖									
77	以身先人	〔秀吉・高松の城〕書名なし	唐・李愬								
78	將謀欲密	〔東寺の尊氏と義貞〕書名なし	魯・冉求、齊・田單								
79	士衆欲一	〔小早川隆景〕書名なし	漢・張良、漢と匈奴								
		太平記十五（湊川の義貞と直義）									
		周の武王と紂、高祖と項羽									
卷七 六韜（※以下の○数字は明治本の話数通し番号を示す）											

①稿本と②近世刊本と③明治本を比較すると、例えば①稿本の82「告之以難以觀」は②・③では「造之以難以觀」とある。「人をこゝろみんとては先何にても難義をいひかけて其剛臆をみるべし」(②刊本)の訳解の「いひかけて」の箇所を稿本は「告」、刊本では「造」とし、明治本は刊本に従っている。この他、①稿本にあり②・③にはみられ

ない「軍談」箇所の例として

の順

21 「衆争為危」の「異朝」（蜀ノ諸葛孔明…）

33 「獸駭者覆也」の「異朝」（晋ノ國ト楚ノ國ト…陣中  
ヘ鹿一疋出来レリ…の話）

39 「施無法之賞」の「和朝」の「賴朝石橋ノ合戦ニ…」  
(書入に「盛衰記」「十二」とあり)

48 「戰勝攻取而…」の「異朝」（楚ノ項羽威勢ツヨク…  
以下）

49 「非微妙不能得」の「異朝」（①稿本の上巻巻末の三  
丁分程の分量。後周・韋孝寬、楚・苗賁皇、燕・樂毅と  
田單、漢・高祖と韓信、宋・曹太尉、晋・知伯と張孟談、  
齊・達奚武などを列挙したもの）

77 「以身先人」の「異朝」のうち「唐太宗」の部分  
等がある。また、逸話の列挙される順序が①稿本と②・③  
刊本で異なる例も散見する。

77 「以身先人」の「異朝」

①齊の田單燕、魯の冉求、唐太宗の順（三話）  
→②③魯の冉求、齊の田單燕（二話）の順

78 「將謀欲密」の「異朝」

①漢と匈奴、漢の張良の順→②③張良、匈奴の順

79 「士衆欲」の「異朝」

①高祖と項羽、武王と紂王の順→②③殷の話、漢の話

②御方の兵相たゝかひにやはらきむつはざる時は…

スヘカラス

以上のような②と③の共通点からみて、ある程度形の整  
えられた①稿本が②において修正されており、また③明治  
本『和漢軍譚』は概ね②『和漢軍談』刊行本文を利用し活  
版化されたものと考えられる。

しかし③明治本の全話の形態には①や②と著しく異なる  
点がある。②刊本の巻五に相当する69「無者有之」は『和  
漢軍譚』の「五十」丁裏まであり、③明治本では同丁裏に

すぐに続いて『六韜』の80「危之而不恐者」（②刊本の巻  
七に相当）の項目が始まる。すなわち先の一覧にも明らか  
な通り、③明治本には、②近世刊本の71～79話、すなわち  
巻六の『三略』の項目が欠けており、②とは巻話数にずれ  
が起こっているのである。前掲の③序文「從孫吳尉繚子  
六韜司馬法五書中」抄出の記述、『内外兵事新聞』掲載  
の広告の「孫子吳子尉繚子六韜司馬法ノ五書」からの逸話  
の「抄出」及び「註釋」であるとする記述も、本書を『三  
略』を含まない「五書」の部分の「抄出」とする点で合致  
する。また、③明治本の文章にみられる特徴もある。巻三  
『呉子』50「不和於國不可以出軍」の訳解の例では

①御方ノ兵相タカヒニヤハラキムツハサル時ハ大軍ヲ起

③味方ノ兵相互ヒニ和ラキ陸マサル時ハ：

とある。この場合③明治本は①稿本と同じく「互」の意をとり、②刊本整版の「た、かひ（戦）」としていない。

66は①稿本②刊本ともに「居欲重」であり、「故先王專於兵有五焉。委積不<sup>多</sup>則士不行。賞祿不<sup>厚</sup>則民不勸。武士不選則衆不強。器用不備則力不壯。刑賞不中則衆不畏。務此五者、靜能守其所固、動能成其所欲。夫以居攻出、則居欲重、陣欲堅、發欲畢、鬪欲齊」（戦威篇<sup>〔1〕</sup>）の「居を以て攻の出るには則ち居は重からんことを欲し」が「敵を戰陣する時は大将いかにもおもくしく籠り居てからくしく出へからす、大将若本陣に居されば士卒の心あやふみて退散の心さしあるもの也」と訳解されるが、③明治本ではこの箇所を「君<sup>カランヲ</sup>欲<sup>レ</sup>重」としている。

また25「朝氣銳晝氣惰暮氣帰…」の訳解を②刊本は

軍に出る兵ども其氣朝はとく昼はをこたり夕へはかる志あり能た、かふ者は兵の早朝にす、み来てた、か

はんとするをた、かはされは昼になりて敵草伏夕へになりてかへらんとおもふ所をうつなり此心一日の中のみにかきらす一月二月対陣する軍にも心得に成る事也

（『和漢軍談』卷二）

とするが、③明治本の場合はこの訳解の末尾に

或人云此説甚惡シ一日ノ事ニ取リシハ道春先生軍学ニ

昧クアラレシニヤスヘテ文字ニ當テ説シ故ナリ軍法ニ  
於テハ左ニアラス其説此ニ現ハスヘキナレトモ口傳ナル故記サスト云々

の割注を載せる。①校本や②刊本の伝える『和漢軍談』本文のこの箇所が「文字ニ當テ」字句からの解釈ゆえ、実戦の軍法の（口伝のため本書には記さない）説とは別に扱う、とする批判的見解といえる。

以上のような点から、③明治本は②刊本全巻がそのまま活字に置き換えられたものではなく、活版化の際に相応した本文監修の意図が窺える。『三略』をなぜ欠くのか、『和漢軍談』卷一～五・七のみを参照したためか、著者相続人「林昇」と「示談ノ上」の再版の事情等は未詳であるが、②刊本の巻構成の体裁を外し一冊本としたのは、あるいは卷六『三略』欠巻の不自然さを避けるためだろうか。

### 三 『和漢軍談』の解釈

『和漢軍談』羅山稿本の形態には兵書解釈書としての性質と、逸話集や出典参考としての類書的な性質も認められる。明治十年代における本書の活版化・復刊は、まさに仮名草子的な教養の復興と啓蒙の精神が、明治期の陸軍の大陸政策や富国強兵・近代国家形成の目的の立場から再認識され利用された例と考えられ、その趣旨は明治本の前掲の

序文にも窺うことができる。

しかし羅山自身は思想史上「兵学を独自に体系化した学者ではなかつた」<sup>(12)</sup>といわれる、儒学者であつた。兵書の講義と注釈としては、彼が剃髪し「道春」と改名した慶長十二年（一六〇七）四月の徳川秀忠拝謁時の『六韜』『三略』『漢書』進講を初め、慶長十三年（一六〇八）駿府の『論語』と『三略』進講、慶長十九年（一六一四）大坂冬の陣の頃十一月の『孫子』進講等が知られ、七書の注釈書として『孫吳摘語』（元和六年）、『孫子諺解』『三略諺解』（寛永三年）、『呉子諺解』（慶安二年）、他に『司馬法諺解』『六韜諺解』『尉繚子諺解』『六韜諺解』『唐太宗李衛公問対諺解』（慶安二年）『呉子司馬法尉繚子六韜太宗問対諺解跋』、『林羅山文集』卷五五<sup>(13)</sup>がある。『和漢軍談』はそれらの注釈内容とも共通する逸話例や兵書理解を示している。前述の50『呉子』の趙旃・魏鈞の例は

唐ノ郭子儀、李光弼常ニ忠義ニ次テ互ニツトメテ君ニツカフマツルハ国ニ和スル也、コノ故ニ両人トモニ大將ト成テ安禄山史思明カ乱ヲ平ケタリ、晋ノ趙旃魏鈞ノ二人、中アシク威ヲ争ヒ、君ヲウラミ我軍マケテ君ノ憂トセントスル故ニ敵ト戦マク（『呉子諺解』）  
の後半部にもみられ、1『孫子』始計篇「能<sup>スレトモ</sup>而示<sup>ス</sup>之<sup>ヲ</sup>不能<sup>ヲ</sup>」の「是は我兵の勇なるとも臆病のふりをみせ強けれとわざとよはき躰を見せて敵を欺き打勝也」は  
・味方本ヨリ戦ヘトモ敵ヲオソレテヲクシタルヤウニス  
レハ敵ミテアナツル処ヲウツヘシ（『孫子諺解』）  
・夫兵ノ道ハ。アリヤウニ敵ニシラセザルテダテアリ。  
我イサメトモ。イツハツテ。ヲクヒヤウノカタチヲアラハシ。我ツヨケレ共。ワサトヨハキスカタヲシメス  
故ニ敵必スアヤマツ也（『孫吳摘語』）  
の解釈とも通ずる。<sup>76</sup>『三略』「敵有全囚」「よき大将は人を愛する心深きか故に敵を不殺して勝なり」は  
・夫<sup>レ</sup>將帥<sup>ハ</sup>者必与<sup>レ</sup>士卒同滋味而共安危、敵乃可<sup>シ</sup>加<sup>ム</sup>、故<sup>ニ</sup>兵有<sup>ニ</sup>全勝<sup>ニ</sup>敵有<sup>ニ</sup>全囚<sup>ニ</sup>：  
：大將ト諸卒ト一心ニソロフテタ、カフ時ハ、敵ヲ全  
クトリコニシテ、大力チヲスル也（『三略諺解』<sup>(14)</sup>）  
とも共通する見解である。1の例は「張預曰。實強而示之弱、實勇而示之怯」「王晳曰、強示弱、勇示怯」（『孫子十家註』卷一「計」）等にもみられる解釈である。しかし、76の例は『三略直解』等では「故<sup>ニ</sup>兵有<sup>ニ</sup>全勝<sup>ニ</sup>敵有<sup>ニ</sup>全因<sup>ニ</sup>」（「上略」）とされ「因字当作涇。言吾兵有<sup>ニ</sup>全勝<sup>ニ</sup>則敵有<sup>ニ</sup>全沒者」。一云。敵之土地甲兵。皆為我資也」の通り敵の「全没」「全滅」の意味に解される箇所であり、『和漢軍談』は「因」を「囚」<sup>(15)</sup>とし「敵兵を殺さずして」の意で捉えている。このような羅山の解釈における態度

は、①『和漢軍談』稿本下巻の巻末『荀子』「議兵ノ篇」に特徴的に窺われる。

・シカレハ則兵ヲ用ルコトハ人民ヲナツケシタカフニスキタルハナシ。人民シタカハサレハ何ナル名将モ勝コトヲ得ス。譬ハ弓ヲヨク射ル器量アリテモヨキ弓矢ヲト、ノヘ持サレハ的ニアツルコトナリカタキカコトシ。其人民ヲナツクルコトハ仁義ニシクハナシ。仁義ハ則王道ナリ

・孫子吳子カ兵法ハ詭ヲ以テ本トス。詭ノ道ナソゾ王道ノ正シキニシカンヤ。人民ナソゾ詭ニナツカン。愚者ハタトヒ詭ヲ信ストモ智者ハ必ス詭ヲ察スヘシ。シカラバ詭テ必勝ト云カタシ

・右コ、ニカソヘアカルトコロハ本朝ニオヒテハカクレナキ名将ナレトモ、湯武ノ兵ヨリコレヲミレハ何モ不及コト遙ナリ。シカレハ天下國家ヲ治ニハ仁義ヲ行フニシクハナシ

「議兵ノ篇」は七書外であるゆえか②刊本には無く、慶安刊本『七書和漢評判』に収められるものの、その後の刊本には採られない<sup>(16)</sup>。だがこの箇所では、兵法が「詭ノ道」であり「治」は「仁義ニシクハナシ」とする言説が繰り返されている。『和漢軍談』を編んだ羅山の基盤は、兵学を「詭テ必勝ト云カタシ」とする儒学的価値観にあり、儒教

的な「軍隊の統制論の道徳化」と「心」の理解による「詭道の容認」という思想的矛盾を抱えることになったという。<sup>(17)</sup>むしろ「羅山らしい」解釈ともいえる『荀子』「議兵ノ篇」や前掲76『三略』解釈であるが、③明治本もこの部分を持たない。

家康の七書慶長版刊行や方広寺鐘銘事件・大坂の陣等との関係、初期の將軍家における講義が「いずれも経書でないことに羅山の遇され方がわかる」といわれること等、儒学者羅山の當為は「兵学」の需要のもとに利用されている。『和漢軍譚』三浦の序文もまた、近代の兵学に求められる戦略を古典的な逸話から読み解き、「事実と理論」を考える「軍談」の機能に注目するとしていた。結果として、近世から近代へ時代が移つても、その読者の存する時代の政治的要請においてその「利用」は繰り返されたといえるだろう。徳川將軍政権確立期の儒学的権威を担つた最も有能な「ビブリオティーク」としての羅山が集めた、興味深い古今の「軍談」の説話の力が、それぞれの時代の読者を惹きつけたことも、一因とみられる。「軍談」は「談」として享受される生命力を持つていたのである。

## 注

- (1) 今井正之助「『無極抄』と林羅山—七書の解釈をめぐつて」（平成七年度、九年度科学的研究費補助金基盤研究(c)研究成果報告書『太平記評判書及び関連兵書の生成に関する基礎的研究』、平10・3）指摘の七書訳解関係伝本の書誌概観を参考とする。
- (2) 以下『和漢軍譚』本文引用は架蔵本に拠る。
- (3) 『觀樹將軍回顧錄』（政教社、大14）
- (4) 伯有清「横井忠直の明治十二年—『同志社視察之記』をめぐつて」（田中彰編『日本近代の内と外』吉川弘文館、平11・11）、李進熙『好太王碑研究とその後』（青丘文化社、平15・6）
- (5) 榊原貴教編『マイクロフィルム版 近代日本軍隊関係雑誌目録集成 (1) 目録』（ナダ書房、平2・10）解説に拠る。
- (6) (5)『近代日本軍隊関係雑誌目録集成 (1)』「内外兵事新聞」明治十六年分マイクロフィルム記事参照。
- (7) (6) に同じ。
- (8) (7) に同じ。
- (9) (8) 今井氏論文より。
- (10) 刊本の本文引用は便宜上、前述の盛岡市中央公民館蔵『和漢軍談』七巻七冊無刊記本（国文学研究資料館マイクロフィルム資料）に拠った。以下の項目一覧も同書を参考をしている。
- (11) 『尉縫子』本文引用は『漢文大系』本に拠る。
- (12) 野口武彦『江戸の兵学思想』（中央公論社、平3・2）
- (13) 『林羅山全集』（大正9・10年平安考古学会版、昭和五年弘文社版復刻）（ペリカン社、昭54・9）、及び堀勇雄『林羅山』（吉川弘文館、昭39・6）、鈴木健一『林羅山年譜稿』（ペリカン社、平11・7）
- (14) 『孫子諺解』（一九一—二八一、写本一冊）、『孫吳摘語』（一八九一—三〇一、写本一冊）『吳子諺解』（一八九一—三〇五、写本一冊）、『三略諺解』（一八九一—三一九、写本一冊）は、それぞれ内閣文庫蔵本に拠る。
- (15) 『孫子十家註』『三略直解』本文は『漢文大系』十三経子史部第十巻（富山房、大1・11）に拠る。
- (16) (1) 今井氏論文。
- (17) 前田勉『近世日本の儒学と兵学』（ペリカン社、平8・5）第一節「林羅山の挫折」より。
- (18) (13) 『林羅山年譜稿』より。
- (19) (12) に同じ。

\*本稿は平成十六年度福岡女子大学奨励交付金研究『近代日本の精神形成史の研究』研究連絡会における報告を元に執筆したものである。